

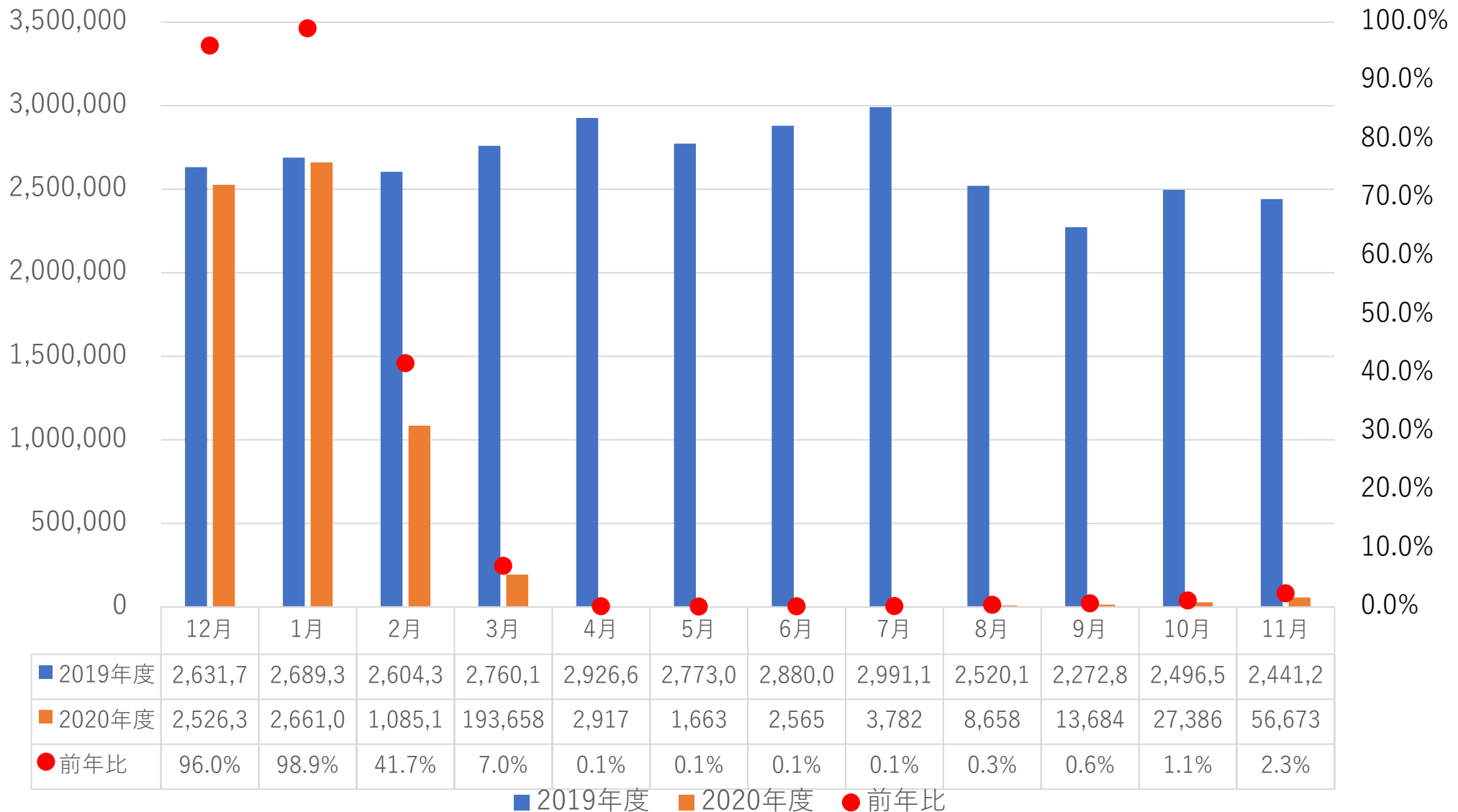
The background features a large, light blue, stylized logo of the Japanese Medical Association (JMA). It consists of a large 'V' shape with a stylized 'JMA' text integrated into it.

新型コロナウイルス感染症にかかる 外国人医療について

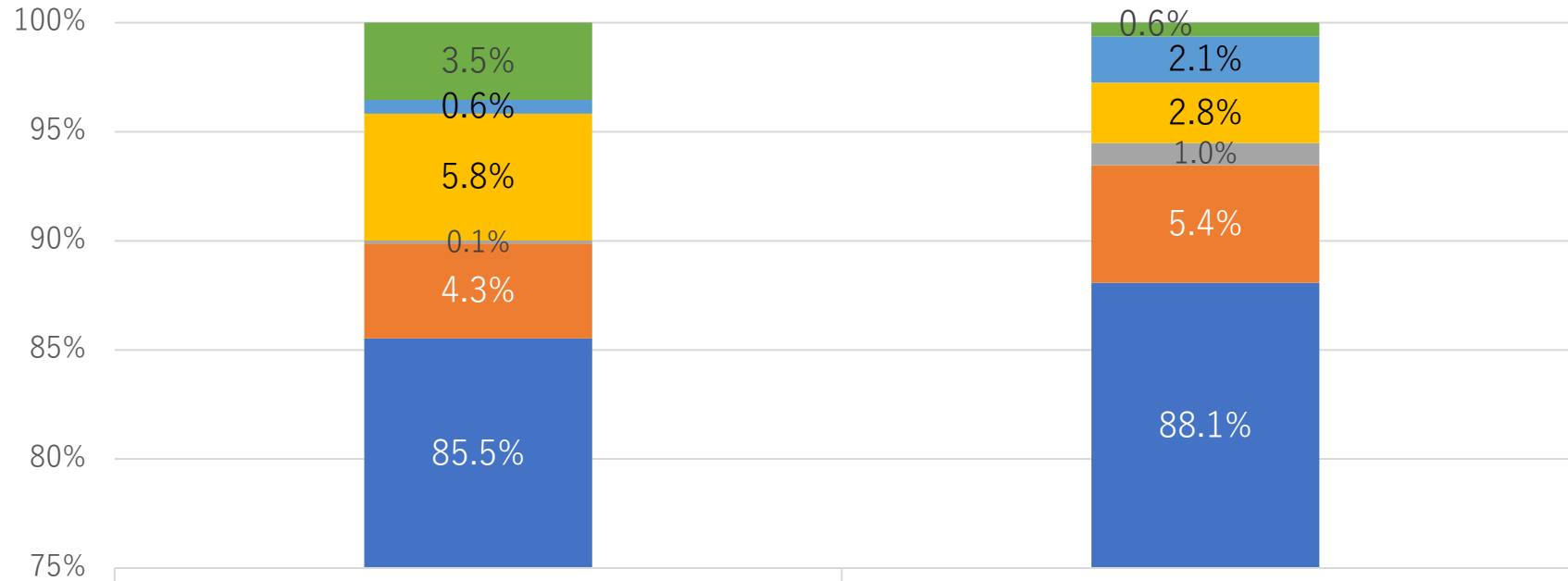
2021年3月3日
公益社団法人日本医師会
常任理事 松本 吉郎

訪日・在留外国人数の推移

2020年 月別訪日外国人推移

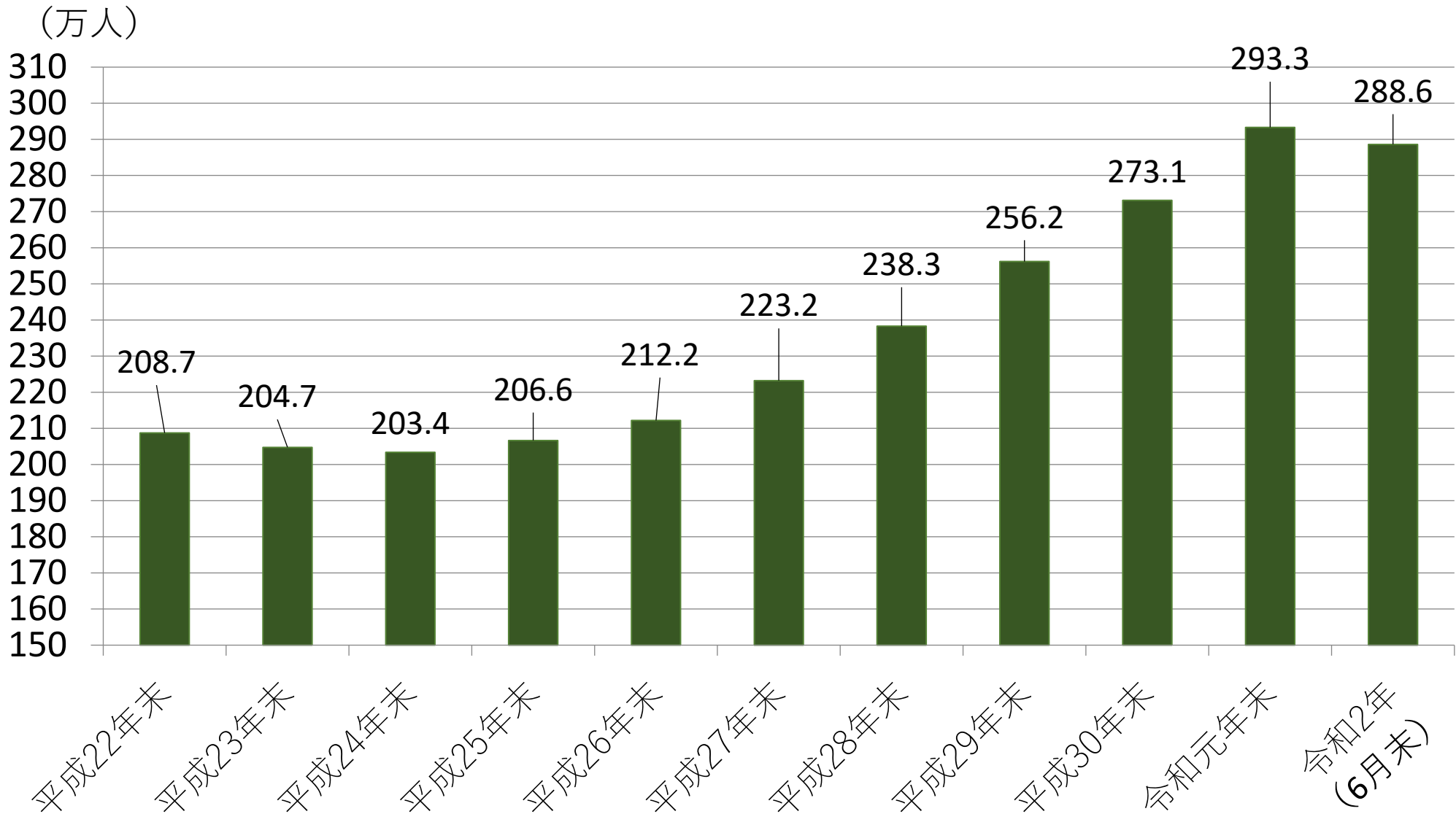


2020年 地域別・月別訪日外国人推移

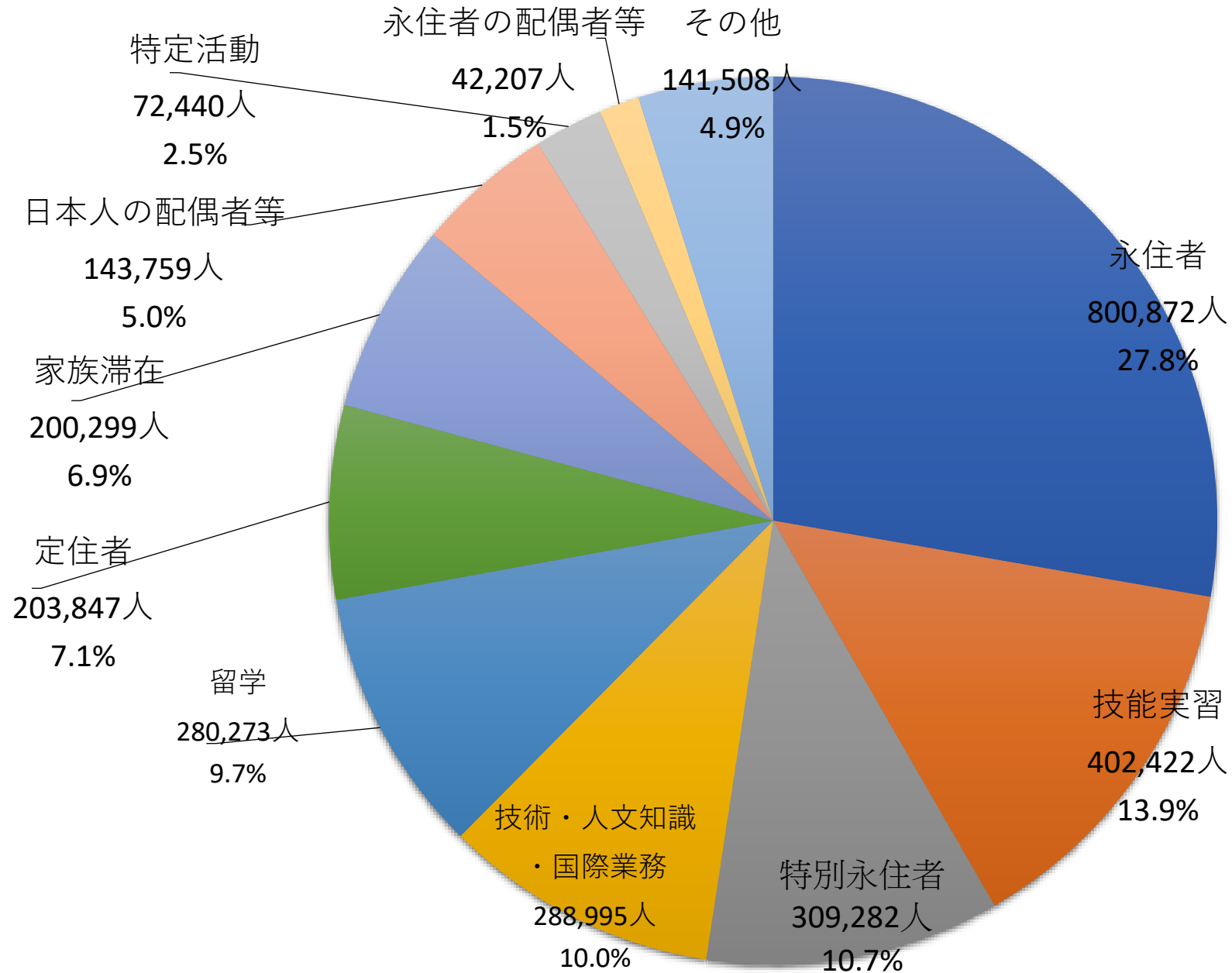


	1月	11月
■ 無国籍	68	2
■ オセアニア	95,433	413
■ 南アメリカ	16,963	1,411
■ 北アメリカ	157,039	1,845
■ アフリカ	3,687	678
■ ヨーロッパ	117,367	3,588
■ アジア	2,308,236	58,666
合計	2,698,793	66,603

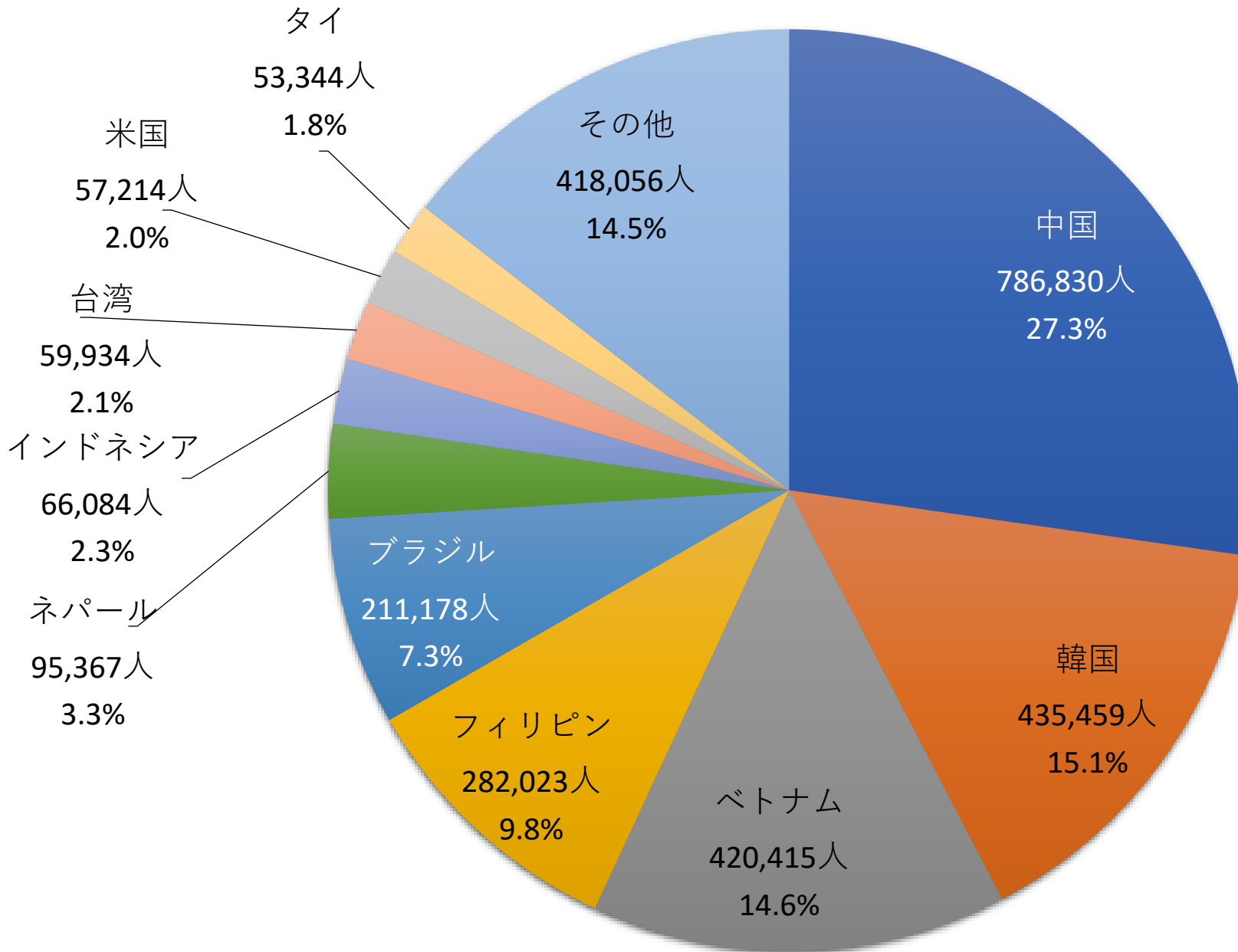
在留外国人数の推移



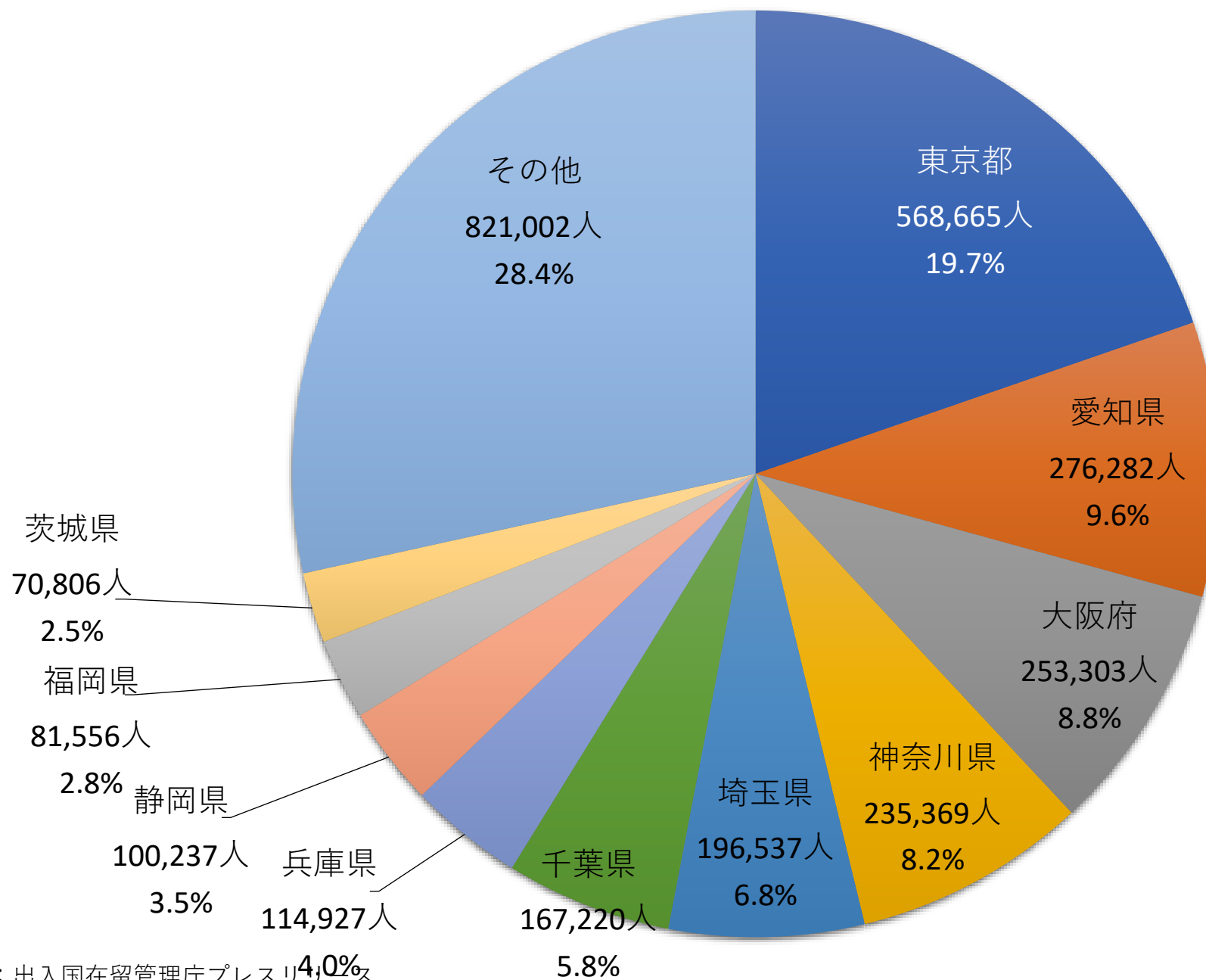
在留外国人の構成比(在留資格別) (令和2年6月末)



在留外国人の構成比(国籍・地域別)(令和2年6月末)



在留外国人の構成比(都道府県別, 令和2年6月末)



厚生労働省の取組



新型コロナウイルス感染症の外国人患者に係る 医療提供体制構築の主要支援策等

外国人対応 マニュアル

都道府県向けの支援

医療機関向けの支援

地方自治体のための外国人患者受入環境整備に
関するマニュアル

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html)

外国人患者の受入れのための
医療機関向けマニュアル

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0
00173230_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000173230_00003.html)

ワンストップ 窓口

医療機関等を対象とした外国人患者に係る相談を受け付けるワンストップ型相談窓口の提供。

設置時間【平日】 設置主体【都道府県】

医療機関における外国人対応に資する
ワンストップ窓口設置・運営事業
【医療施設運営費等補助金】

〔参考資料〕令和元年8月20日厚生労働省医政局
長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業
の実施について」の別紙「外国人患者受入れ環境
整備等推進事業実施要綱」

設置時間【夜間・休日】 設置主体【厚生労働省】

医療機関における外国人対応に資する
夜間・休日ワンストップ窓口事業

〔事業期間〕令和3年3月31日まで
平日17時から翌朝9時まで土日及び祝日は24時間
〔利用対象〕全国の医療機関（歯科医療機関を含む）
〔利用料金〕無料
〔参 考〕<https://emergency.co.jp/onestop/>



新型コロナウイルス感染症の外国人患者に係る 医療提供体制構築の主要支援策等

多言語対応

帰国者・接触者相談センター等の相談窓口の 通訳導入・説明資料の翻訳など

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業
【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

〔参考資料〕令和2年6月16日厚生労働省医政局長・健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」等

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の 多言語の情報発信に資する掲示板等の設備整備

医療機関における新型コロナウイルス感染症の
外国人患者受入れのための設備整備事業
【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

〔参考資料〕令和2年6月16日厚生労働省医政局長・健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」等

※この他、「医療通訳者、外国人患者受入医療コーディネーター配置等支援事業」「外国人患者受入れ医療コーディネーター研修」「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業」「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業」「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」等を実施。

また、医療機関の受診方法など、外国人向けに新型コロナウイルス感染症対応に必要な情報を複数言語で提供する事業も実施（<https://www.covid19-info.jp/>）。

新型コロナウイルス感染症対応に資する電話通訳

医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に
資する電話医療通訳サービス事業

〔対応言語〕英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フランス語
〔利用対象〕新型コロナウイルス感染症患者及びその疑い患者の診療を行う医療機関
〔事業期間〕令和2年6月15日～当面の間（24時間対応）
※ベトナム語、フランス語の対応は令和2年12月7日以降
〔利用料金〕無料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00006.html

全医療機関を対象とした希少言語の電話通訳

希少言語に対応した電話通訳サービス事業

〔対応言語〕タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、ミャンマー語
〔事業期間〕令和3年3月31日まで（24時間対応）
〔利用対象〕全国の医療機関（歯科医療機関含む）
〔利用料金〕最初の5分間は1,500円、以降1分あたり500円（通話料は利用者負担）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00002.html

外国人向け多言語説明資料等

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語のひな形が利用ダウンロード可能。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)

(14) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

【上限額】

1施設当たり1,083,000円

※入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1 か所に限り 429,000円を加算。

【実施者】

都道府県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」であって、かつ、「新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関」として厚生労働大臣が認める者

① 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関

② 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関

- ・ 感染症指定医療機関

- ・ 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、もしくは、都道府県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関

※ ①②の合計で二次医療圏数 + 1 を上限

【内容】

新型コロナウイルス感染症疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を次に掲げるような場所※に整備すること

※ (ア) 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所

(イ) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所

出典: 令和3年2月3日 発出

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」の一部改正について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第15 版)について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)

(20) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制

【上限額】

- ・入院医療機関1施設当たり10,000,000円
- ・宿泊療養施設1施設当たり 2,000,000円

【実施者】(ア)または(イ)に該当するもの

(ア)入院医療機関の場合

都道府県、政令市及び特別区並びに新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、都道府県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関(選出予定を含む。)」である医療機関

(イ)宿泊療養施設の場合

都道府県、政令市及び特別区

【対象経費】

外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

(14)が主に外来で医療機関に訪れる外国人患者の動線誘導を目的とした掲示物整備であるのに対し、(20)は外国人患者の入院療養における対応を広く支援するもの

出典:令和3年2月3日発出

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」の一部改正について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第15版)について

今般の感染拡大に対応した クラスター対策のさらなる強化等について

② 早期検知しにくいクラスター対策

I. 在留外国人感染拡大防止のための支援策等

具体的な支援策

医療アクセス向上のため、外国人相談窓口を強化する

- 国の相談窓口の運営体制の強化
- 外国人受入環境整備交付金を拡充し、地方公共団体の多文化共生総合相談ワンストップセンターの体制を強化
- 地方公共団体の相談窓口等における多言語電話通訳サービスの利用を支援
- 相談者が問題解決に向けた情報を入手できるよう、国や地方公共団体の在留支援担当者の人材育成を実施

医療アクセス向上のため、医療機関等における外国人受入れ体制を強化する

○ 医療機関における多言語電話通訳サービスの活用を促進（保健所も含む）

- 119番通報、救急現場活動等で活用可能な三者間同時通訳の導入
- 国民健康保険、被用者健康保険への適正な加入の促進

厚生労働省では、「新型コロナウイルス感染症対応」
のための「遠隔通訳サービス」を提供しています

電話通訳サービスのご案内

新型コロナウイルス感染症患者及びその疑い患者の診療を行う医療機関(感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来を設置している医療機関等)の外国人対応を支援するため、緊急的な措置として主要な言語の電話医療通訳サービスを提供します。

サービス内容

- ・ご来院の外国人患者とスピーカーフォンによるハンズフリー通話での通訳
- ・外国人患者からの問い合わせ入電や発信における3者間通訳サービス

※3者間通訳サービスの詳細は、ご利用の手順をご確認ください。

通訳サービス専用番号: 050-3138-4567

(対象医療機関専用ダイヤルのため一般の方からのお電話はお受けしていません)

サービス提供対象者	① 帰国者・接触者外来(地域・外来検査センターを含む)を設置している医療機関 ② 発熱患者等の診療または検査可能な医療機関として指定される医療機関(診療・検査医療機関) ③ 感染症指定医療機関 ④ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 ⑤ 上記以外で外国人の新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている医療機関 ⑥ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関 等
利用場面	対象機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者及びその疑いのある外国人への対応
対応言語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フランス語 ※ベトナム語、フランス語の対応は、2020年12月7日8時30分からの開始となります。
対応期間	2020年6月15日～当面の間 24時間体制 ※2020年11月28日までの予定でしたが、期間を延長しました。
利用料金	無料。ただし、通話料は利用者負担となります。

問い合わせ先

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業 運営事務局
 TEL:06-6398-0561(平日9:00～18:00) FAX:06-6398-0562 E-mail:mhlw@mrp-spd.co.jp
 ※時間外の緊急問い合わせ先TEL:050-3138-5671
 〒532-0003 大阪市淀川区宮原3-4-30 ニッセイ新大阪ビル15階 株式会社エム・アール・ビー内
 ※本サービスは厚生労働省の委託を受けて、株式会社エム・アール・ビー(通訳業者:メディフォン株式会社)が提供します。

①外国人患者さんに「言語確認シート」を見せて、言語の確認をして下さい。

②通訳サービスの専用番号にお電話ください。
感染防止のためスピーカーを活用したハンズフリーでのご利用をお勧めいたします。

通訳サービス専用番号:050-3138-4567

③言語選択のアナウンスが流れますので、該当する言語を電話機のボタンで選んで下さい。

1. 英語 2. 中国語 3. 韓国語 4. ポルトガル語 5. スペイン語
 6. 3者間通話のご利用・事前予約・言語がわからない場合等※
 7. ベトナム語、 8. フランス語

ベトナム語、フランス語の対応は、2020年12月7日8時30分からの開始となります。

※「3者間通話」:患者さんやご家族などと通話する際に、通訳者を入れてお話しをすることができます。医療機関の交換台などが3者間の電話にする機能がある場合は、患者さんとの通話に追加する形で、本サービス番号までお電話ください。医療機関の電話機に3者間にする機能がない場合は、折り返し先電話番号を患者さんから聞き取った上(※)で一度電話を切り、本サービスまでお電話ください。言語選択で6番を選択し、患者さんの電話番号をお伝えいただければ、通訳者と患者さんにお電話をおつなぎし、3者間通話ができるようにいたします。

※:相手の電話番号の聞き取り例文 “We call you back, phone number please.”

④コーディネーターあるいは通訳者につながります。

1. 施設名 2. 診療科あるいは部署 3. お名前 をお伝えください。

※コーディネーター:「お電話ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービスでございます。」

ご担当者様: 「××病院 △△科の〇〇です。・・語の通訳をお願いします。」

⑤コーディネーターから通訳者に代わりましたら、通訳者に患者さんに伝えたい内容をお話ください。

※コーディネーター:「かしこまりました。それでは、・・語通訳につなぎます。」

通訳者:「お待たせしました。・・語通訳です。」

ご担当者様:「患者さんに〜〜と伝えてください。」

通訳者:「かしこまりました。通訳しますので、患者さんに受話器をお渡しく下さい。」

⑥お話いただいた内容を患者さんに通訳します。

※スピーカーフォンによるハンズフリー通話は、机の上などにスマートフォンやタブレット等を置いて、ご利用ください。感染防護や端末の消毒など、適切な感染防止措置の上でご使用ください。



注意事項

- ①通訳は逐次通訳です(同時通訳ではございません)。お一人ずつ交互に、なるべく短い文章でお話してください。
- ②通訳者は発話された言葉を訳します。自ら説明はできません。通訳者が理解できない単語や曖昧が残る文章があった場合はお調べしたり、お尋ねする場合があります。
- ③通訳を利用する日時が決まっている場合は事前にお知らせいただくとよりスムーズにご利用いただけます。その際、患者さんへの説明文書等がありましたら事前に共有いただくと通訳精度向上・時間短縮となります。

【参考】日本医師会医師賠償責任保険医療通訳サービス

1. サービス提供の目的と概要

(1) 目的：今後、訪日・在日外国人の増加が見込まれる我が国において、医療機関を受診する外国人患者数の増大が予測されることから、医療通訳サービスの活用により医師と患者の良好なコミュニケーションを確保し、医療事故の防止につなげることを目的とします。

(2) 医療通訳サービスの概要：

- 契約形式：日本医師会医師賠償責任保険 基本契約への医療通訳サービスの付帯
- 利用対象者：開設者・管理者が日本医師会A1会員である医療機関の医師・職員
- 利用可能回数：
 - ・電話医療通訳：A1会員一人あたり年間20回まで無料、18言語、毎日8:30-24:00
一回当たりの時間上限は30分間で超えたら回数がプラスカウントされます。
 - ※無料利用回数を超過した場合、追加費用は時間精算となり、5分毎1,500円(税抜き)を利用したA1会員の先生方にご負担いただきます。
 - ・機械翻訳：回数無制限、18言語、毎日24時間
- 開始時期：2020年4月1日
- 費用：無料
 - ・当該サービス利用による費用（会費、貴会の金銭的ご負担）はございません。（上記超過費用は除く）

2. 医療通訳サービスの内容

電話医療通訳

対応言語：18言語

対応時間：8:30-24:00毎日



※IC、ムンテラにも対応

英語	ポルトガル語	インドネシア語
中国語	ロシア語	ネパール語
韓国語	フランス語	ペルシア語
ベトナム語	ヒンディー語	ミャンマー語
タイ語	モンゴル語	タガログ語
スペイン語	アラビア語	広東語

機械翻訳

対応言語：18言語

対応時間：毎日24時間



医療専門の会社として蓄積してきた、医療現場における翻訳ログをデータベースに備えた医療機関向け機械翻訳。言語は電話通訳と同じ18言語対応しており、ご契約いただく通訳分数を消化することなく、24時間、制限なくいくらでもお使いいただけます。



来院・受付



機械翻訳

電話通訳

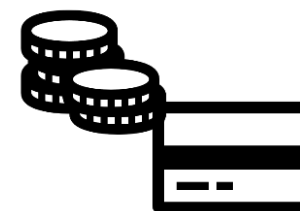
診察・検査



機械翻訳

電話通訳

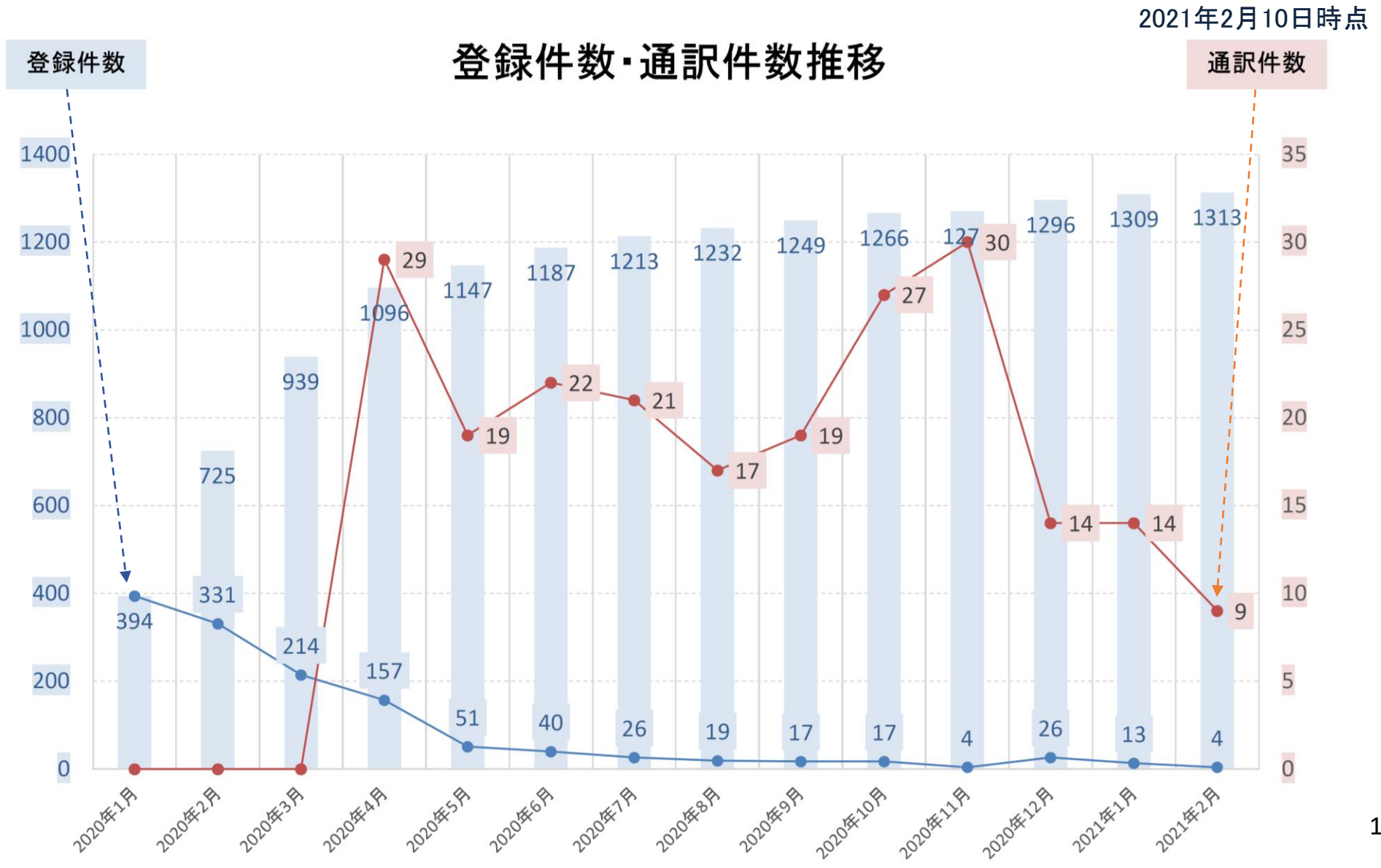
会計



機械翻訳

電話通訳

【参考】日本医師会医師賠償責任保険医療通訳サービス実績



今後の課題

- 新型コロナウイルスへの対応
- 外国人が安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備
- 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心とした支援

日本医師会の考え

外国人の患者さんと医療機関を守るために
外国人医療に関しさらなる施策を打ち出してほしい

より良い外国人医療の提供に向けて（１）

外国人に対する新型コロナウイルス感染症に関して対応が必要と考える事項

1. 外国人コミュニティに対するコロナ対策の周知・広報（ワクチン接種を含む）を徹底すること
2. 外国人の予防接種は、住民基本台帳に掲載した市町村以外の場所での接種を認めてはどうか。特例的に言語が理解できる医療機関や、かかりつけの医療機関で接種を受けてもよいこととしてはどうか。（言葉のわからない人に問診を行って接種する医師にとってもリスク回避になると思います）
3. **ワクチン接種に必要な予診票の全国統一フォームの作成と多言語対応の作成**
→都道府県・市区町村が作成する様式のほか、これらの様式でも予防接種できるようにするべきだと思います
4. 集団接種に通訳が必要な場合の通訳の費用の負担
5. 予防接種を受けたという接種証明の日本語・外国語での表記

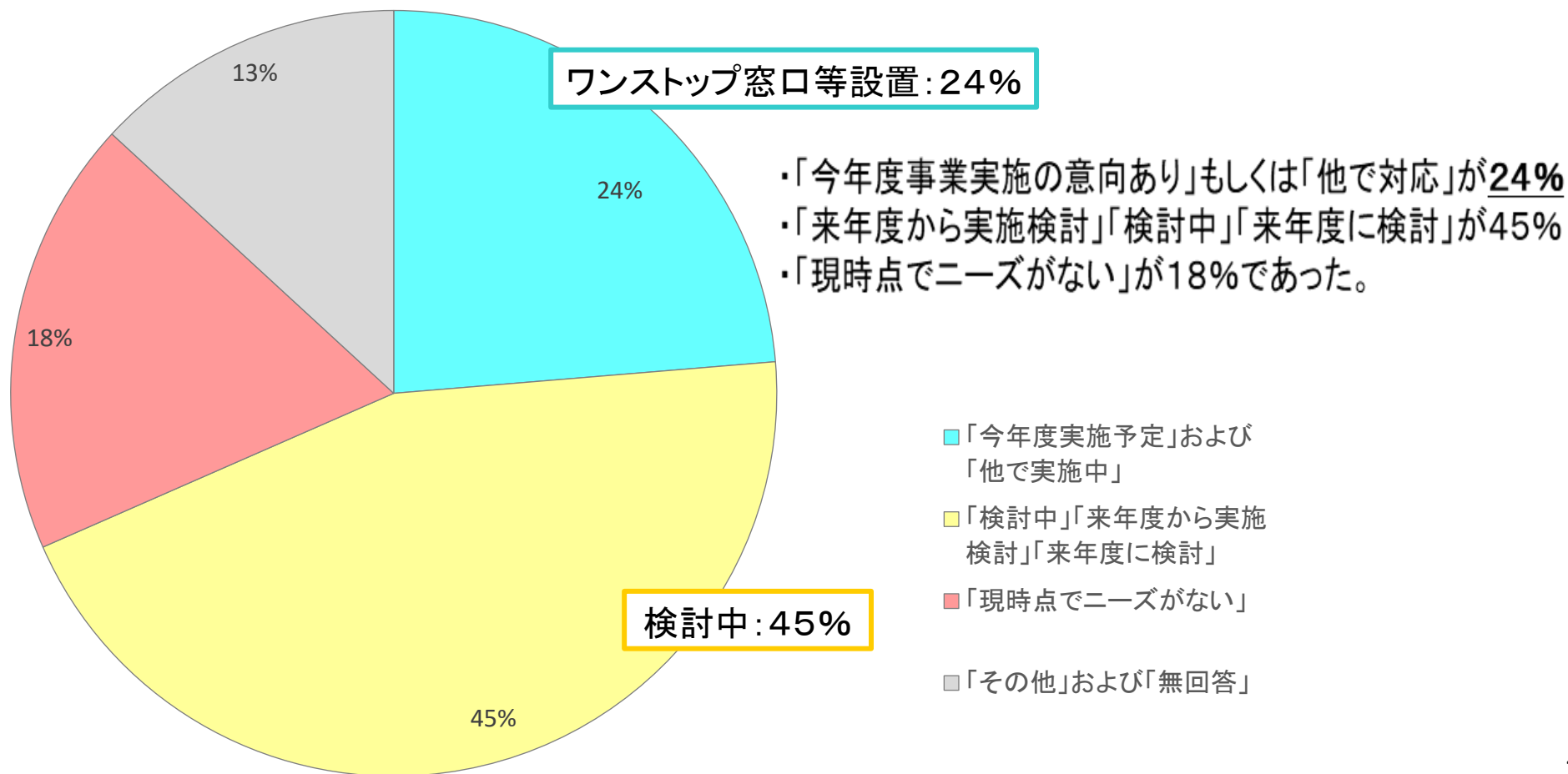
ワクチン接種に必要な予診票の全国統一フォームの作成と多言語対応の作成について

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票									
※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。									
住民票に記載されている住所	都 道 府 県			市 町 村			※左欄に合わせ、点線に沿ってまっすぐに貼り付けてください		
フリガナ							(クーポン貼付)		
氏 名									
生年月日 (西暦)	年	月	日	生 (満)	歳	男	女	診察前の体温	度
質問事項									
新型コロナウイルスワクチンの接種を初めて受けますか。 (接種を受けたことがある場合 1回目: 月 日、2回目: 月 日)									
現時点で住民票のある市町村と、クーポン券に記載されている市町村は同じですか。									
『新型コロナウイルスワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。									
接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。 ☐ 医療従事者等 ☐ 65歳以上 ☐ 60～64歳 ☐ 高齢者施設等の従事者 ☐ 基礎疾患を有する(病名:)									
現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 病 名: ☐ 心臓病 ☐ 腎臓病 ☐ 肝臓病 ☐ 血液疾患 ☐ 血が止まりにくい病気 ☐ 免疫不全 ☐ その他() 治療内容: ☐ 血をサラサラにする薬() ☐ その他()									
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。									
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気がかかったりしましたか。 病名()									
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状()									
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。									
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()									
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 種類() 症状()									
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。									
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類() 受けた日()									
今日の予防接種について質問がありますか。									
医師記入欄									
以上の問診及び診察の結果、今日の接種は (☐ 可 能 ・ ☐ 見 合 せ る)									
本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 ☐ 被接種者は6歳未満である(該当する場合は塗りつぶしてください)									
医師署名又は記名押印									
新型コロナウイルスワクチン接種希望書									
医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(☐ 接種を希望します ・ ☐ 接種を希望しません)									
この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。									
このことを理解の上、本予診票を市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。									
年 月 日 被接種者又は保護者自署									
(※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載) (※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被接種者の場合は本人又は成年後見人自署)									
医師記入欄	ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	医療機関等コード					
シール貼付位置			実施場所						
※枠に合わせてまっすぐに貼り付けてください (注)有効期限が切れていないか確認		ml	医師名	接種年月日 ※記入例) 4月1日→04月01日 2022年 月 日					

- 左は、V-SYSで発出されるワクチン予防接種の予診票
- 予診票の様式が地域ごとに異なると、限られた情報の中で生活する外国人の方々にとって、不便
- 外国人医療に関しては、予診票を統一、または、共通のフォーマットであれば、全国どこでも使用できるようにするべき
→国・地方自治体にもご検討いただきたい
- 予診票の多言語化については、その必要性を強く認識しており、日本医師会は、厚生労働省に対応を求めてきた
→厚生労働省も、その必要性は十分理解されている。今後、17カ国語の翻訳版を作成予定

○都道府県を対象に「地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業」および「医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業」に関する実施の意向を調査。38都道府県が回答（2019年10月現在）。

「医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業」



都道府県の設置する平日昼間のワンストップ窓口について

- 都道府県にすべて任せることは、今般の新型コロナウイルス感染症の業務負荷もあり限界がある

平日・昼間のワンストップ窓口も、国による実施、または、都道府県を支援することを検討するべき